

# 弁理士知財キャラバン事業の推進

日本弁理士会副会長  
同中小企業支援統括本部 副本部長

橋本 虎之助



## 要 約

平成 27 年度日本弁理士会は、重点施策として「弁理士知財キャラバン事業」を立ち上げる。本事業の主たる目的は①訪問型支援により、中小企業に知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与えること、②支援員養成研修制度により、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を育成し、支援能力の強化を図ること。本事業の組織は中小企業支援統括本部、キャラバン統合ワーキンググループ、地域キャラバンから構成。本事業の内容は①訪問型支援の実行（弁理士知財キャラバン訪問を要望する中小企業に支援弁理士を派遣。訪問回数は最大 3 回。費用は日本弁理士会が負担）、②「履修支援員となるための研修」の実施（「コンサルティング研修」「訪問型コンサル」とで構成。研修スケジュールは各年度 2 回開催）。支援弁理士は履修支援員（「履修支援員となるための研修」修了者）及び推薦支援員（履修支援員と同等の知見を有する者）から日本弁理士会会長が決定。支援弁理士による弁理士知財キャラバン訪問は開始。

<p>目次</p> <p>はじめに</p> <p>1. 弁理士知財キャラバン事業の概要</p> <p>    (1) 本事業の背景</p> <p>    (2) 本事業の目的</p> <p>    (3) 本事業の組織</p> <p>    (4) 本事業の内容</p> <p>    (5) 支援弁理士になるルート</p> <p>    (6) 推薦支援員・履修支援員の選定状況</p> <p>    (7) 支援弁理士による弁理士知財キャラバン訪問の実施</p> <p>    (8) 中小企業による本事業の利用方法</p> <p>    (9) 本事業に期待される貢献</p> <p>    (10) 他の支援事業との連携</p> <p>2. 履修支援員となるための研修の概要</p> <p>    (1) 本研修の目的</p> <p>    (2) 履修支援員となるためのルート</p> <p>    (3) コンサルティング研修の実施方法</p> <p>    (4) カリキュラム</p> <p>    (5) 研修スケジュール</p> <p>    (6) 受講者数</p> <p>3. 「知的財産推進計画 2015」との関係</p> <p>    (1) 「知的財産推進計画 2015」の重点柱・重要施策</p> <p>    (2) 戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成</p> <p>さいごに</p> <p>.....</p> <p>はじめに</p> <p>    平成 27 年度日本弁理士会の 6 つの重点政策の一つである「日本弁理士会の総力を結集した地域知財活性化活動を展開する」の重要施策として、「弁理士知財キャラバン事業」が立ち上がりました。</p> <p>    弁理士知財キャラバン事業の具体化を図るために、</p> <p>    ① 中小企業統括本部、キャラバン統合ワーキンググループを設置、</p> <p>    ② 全 9 支部が地域キャラバンを立ち上げ、</p> <p>    ③ 知財コンサルティングのスキルをもった弁理士を多数育成する「履修支援員となるための研修」を、2015 年 7 月 13 日～9 月 16 日に第 1 クールを実施し、続いて同年 10 月 26 日～2016 年 1 月 25 日に第 2 クールを実施予定、</p> <p>    ④ 日本弁理士会ホームページに「弁理士知財キャラバン」を掲載、</p> <p>    ⑤ 本事業に関わるチラシ（添付の「チラシ」）を作成し、国・地方関係機関、商工会議所等に説明、配布、</p> <p>    ⑥ 本事業に関わるポスターを作成し、国・地方関係機関、商工会議所等に配布</p> <p>    ⑦ 一般への周知のため、新聞・雑誌等に掲載</p> <p>    ⑧ キャラバン統合ワーキンググループによる推薦支援員の認定</p> <p>    ⑨ 弁理士知財キャラバン訪問申請書受理の開始</p> <p>    ⑩ 弁理士知財キャラバン訪問申請企業毎に支援弁理士の決定</p> <p>    ⑪ 支援弁理士による企業への弁理士知財キャラバン</p>	<p>① 中小企業統括本部、キャラバン統合ワーキンググループを設置、</p> <p>② 全 9 支部が地域キャラバンを立ち上げ、</p> <p>③ 知財コンサルティングのスキルをもった弁理士を多数育成する「履修支援員となるための研修」を、2015 年 7 月 13 日～9 月 16 日に第 1 クールを実施し、続いて同年 10 月 26 日～2016 年 1 月 25 日に第 2 クールを実施予定、</p> <p>④ 日本弁理士会ホームページに「弁理士知財キャラバン」を掲載、</p> <p>⑤ 本事業に関わるチラシ（添付の「チラシ」）を作成し、国・地方関係機関、商工会議所等に説明、配布、</p> <p>⑥ 本事業に関わるポスターを作成し、国・地方関係機関、商工会議所等に配布</p> <p>⑦ 一般への周知のため、新聞・雑誌等に掲載</p> <p>⑧ キャラバン統合ワーキンググループによる推薦支援員の認定</p> <p>⑨ 弁理士知財キャラバン訪問申請書受理の開始</p> <p>⑩ 弁理士知財キャラバン訪問申請企業毎に支援弁理士の決定</p> <p>⑪ 支援弁理士による企業への弁理士知財キャラバン</p>
---	---

訪問の開始

等、次々と積極的に事業推進を図っています。

こうした状況下において、弁理士各位が弁理士知財キャラバン事業を理解され、中小企業支援に積極的に参画されることが期待されます。

本事業の概要は以下のとおりです。

1. 弁理士知財キャラバン事業の概要

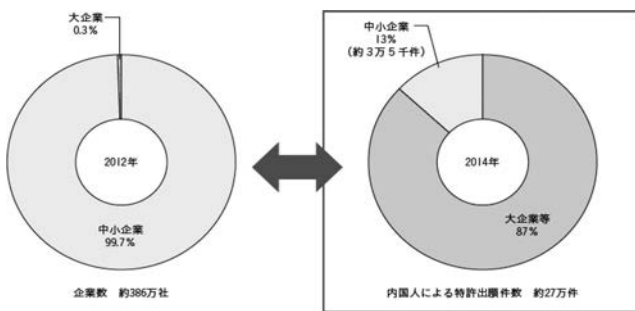
(1) 本事業の背景

本事業の背景はいろいろありますが、主な背景としては2つあります。

一つ目は、中小企業の知財を巡る状況をみますと、わが国の企業数は約386万社で、その内中小企業が99.7%を占め（【図1】参照）、従業者数は約4,613万人で、その内中小企業が69.7%を占めており、中小企業がわが国の産業競争力の源泉として大きな役割を果たしている。

しかし、特許庁調べによれば、2014年出願において、中小企業は特許出願件数の約13%、実用新案件数の約51%、意匠出願件数の約34%、商標出願件数の約50%、PCTの約9%、マドプロの約49%に過ぎない等、「知財立国」を標榜して10年以上経過しながらも、いまだ知財制度の裾野の広がりや充分とは云えないことです。

【図1】 企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合



(出典) 特許行政年次報告書 2015年版

二つ目は、平成27年度は、弁理士法に弁理士の使命条項が加わった歴史的出発点に当たります。この期にあって、日本弁理士会は、弁理士の社会的使命を全うするための施策を会員とともに、積極的に推進していく決意を新たにしました。

この社会的使命を全うする重要な施策として、日本弁理士会は新たな中小企業支援施策である弁理士知財キャラバン事業を立ち上げました。この施策の下、地域キャラバンを各地に設置、知財コンサルティングの

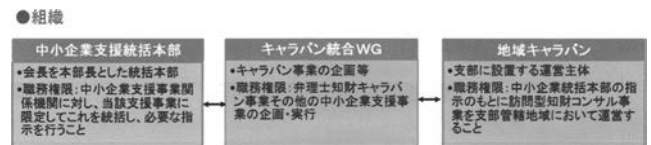
スキルを持った支援弁理士を要望のある中小企業に派遣します。

(2) 本事業の目的

- ① 訪問型支援により、中小企業に、知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与えること
- ② 支援員養成研修制度（「履修支援員となるための研修」）により、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化すること
- ③ 弁理士が企業の知財戦略・知財経営に深く関与する知財専門家であることを世の中に広く周知させること
- ④ 弁理士自らが知財戦略・知財経営支援という新たなビジネスチャンスに目を向けるきっかけとすること

(3) 本事業の組織

本事業の組織は、以下の「組織図」のように中小企業支援統括本部、キャラバン統合ワーキンググループ、地域キャラバンから構成されています。



① 中小企業支援統括本部の設置

日本弁理士会会長を本部長とする中小企業支援統括本部（本部長：伊丹勝，副本部長：橋本虎之助，松浦喜多男）を設置し、日本弁理士会の中小企業支援事業と関係する既存組織を統括します。これにより、新たな中小企業支援策であるキャラバン活動のほか、既に行われている中小企業支援もが一元的に管理され、迅速な意思決定のもとに、日本弁理士会全体が一丸となって中小企業支援に向けて踏み出します。

② キャラバン統合ワーキンググループの設置

中小企業支援の実行力を高めるため、中小企業支援統括本部とともに、キャラバン統合ワーキンググループ（ワーキンググループ長：松浦喜多男）を設置します。このグループにより、各既存組織との関係の下に、弁理士知財キャラバンの設置事務、支援員研修、具体的支援業務などキャラバン活動を積極的に推進します。また、各支部と関係しながら、各地の地域キャラバンへの指導連絡と情報共有を図ります。

### ③ 地域キャラバンの設置

全国に設置された9つの支部の管轄地域毎に弁理士知財キャラバン（地域キャラバン）を設置します。この地域キャラバンは、担当地域に対して積極的に中小企業支援を行うための実行組織であり、支部と連携しつつ、担当地域の中小企業に対し、訪問支援の募集、支援員の訪問派遣支援、さらには地域の実情に適した様々な中小企業支援事業を企画・実行します。

9支部すべてに地域キャラバンが立ち上がりました。具体的には、北海道キャラバン、東北キャラバン、北陸キャラバン、関東キャラバン、東海キャラバン、近畿キャラバン、中国キャラバン、四国キャラバン、九州キャラバンです。

### （4） 本事業の内容

#### ① 訪問型支援の実行

日本弁理士会会長が決定した支援弁理士を要望のある中小企業に派遣します。

支援内容は、単なる発明発掘に止まらず、企業理念や経営の実態などの聞き取りに基づき、ノウハウによる保護、オープン・クローズ戦略、海外進出対策、各種補助金・助成金等の利用等を含め、その企業にとって有益な知財戦略・知財経営を一緒に構築します。

弁理士知財キャラバン事業での支援弁理士の中小企業訪問は最大3回です。この訪問支援弁理士に要する費用（報酬、旅費・交通費）は日本弁理士会が負担します。

#### ② 支援員養成研修制度の創設

知財コンサルティングのスキルを持った支援員を育成するため、「履修支援員となるための研修」を課し、履修した弁理士に、履修支援員としての修了証書を交付します。

この「履修支援員となるための研修」は、カリキュラムに則った「コンサルティング研修」と、実際に中小企業に訪問して行う「履修要件となるクライアント向け訪問型コンサル」（略称：「履修要件コンサル」）とで構成されます。

「コンサルティング研修」では、3回は座学で、知財経営コンサルティング、経営戦略と経営情報の収集、提案オプションとコンサルタントとしてのヒューマンスキルを学習し、残る2回はグループに分かれて模擬コンサルティング研修を行うという実践的学習を中心

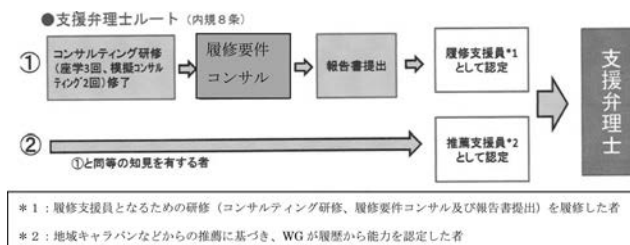
とします。

「履修要件となるクライアント向け訪問型コンサル」（略称：履修要件コンサル）は、自己のクライアントを対象とし、クライアントの協力のもとに行われます。

### （5） 支援弁理士になるルート

支援弁理士は、履修支援員・推薦支援員（履修支援員と同等の知見を有する者）の中から、地域キャラバンなどが支援弁理士候補として、キャラバン統合ワーキンググループを通じて本会に推薦し、日本弁理士会会長が決定する。

従って、支援弁理士候補になるには、以下の「支援弁理士ルート」図のように履修支援員、又は推薦支援員のいずれかに認定されていることが前提です。



### （6） 推薦支援員・履修支援員の選定状況

- ・推薦支援員については、キャラバン統合ワーキンググループが平成27年7月4名、9月3名、10月3名を認定しています。（追記：11月8日現在、計11名）
- ・履修支援員については、第1クール「履修支援員となるための研修」が平成27年7月13日～9月16日実施されたので、「履修要件となるクライアント向け訪問型コンサル」の実施、報告書の提出を経て、平成27年9月以降、履修支援員が順次認定されていきます。（追記：11月8日現在、計42名）

### （7） 支援弁理士による弁理士知財キャラバン訪問の実施

いろいろな中小企業から弁理士知財キャラバン訪問申請があり、日本弁理士会会長が決定した支援弁理士による弁理士知財キャラバン訪問は始まりました。平成27年10月16日現在、各支援案件に対する支援弁理士は以下のとおりで、推薦支援員より選定されました。

第1号支援案件は2名の支援弁理士（丹羽匡孝，橋本虎之助），第2号支援案件は2名の支援弁理士（橋本虎之助，山田稔），第3号支援案件は2名の支援弁理士（橋本虎之助，平野隆之），第4号支援案件は3名の支援弁理士（橋本虎之助，溝口督生，吉田玲子）により，中小企業に対する弁理士知財キャラバン訪問が行われます。

地域キャラバンの活動が本格化して，弁理士知財キャラバン訪問を要望する中小企業が増えてきますと，それに伴い，支援弁理士による弁理士知財キャラバン訪問先は広がっていきます。それだけに，地域キャラバンは各地域での弁理士知財キャラバン訪問先中小企業を掘り起こすこと等，重要な役割を担っていますので，各地域において活発で地道な活動の更なる展開が期待されています。

### （8） 中小企業による本事業の利用方法

#### ① 支援を受けるための条件

中小企業基本法第2条にいう「中小企業」という以外に特に制限はありません。個人事業主も利用することができます。

#### ② 申込から派遣までの流れ

日本弁理士会ホームページから申請書をダウンロードして，必要事項を記入（添付の「弁理士知財キャラバン訪問申請書」）

↓

申請書を日本弁理士会に提出（郵送，FAX，メール）

↓

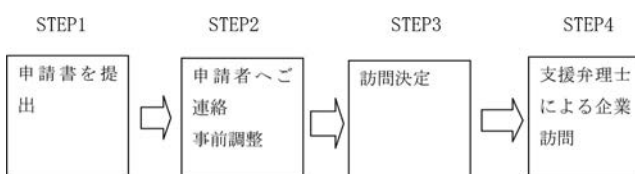
申請者に事前に申請内容に関して日本弁理士会から問合せが行きます。

↓

内容の審査及び支援弁理士の選定を行います。

↓

支援弁理士が訪問し，コンサルティングを実施します。（最大3回）



#### ③ 訪問回数

最大3回まで訪問します。

一般的には，訪問回数が進むごとに次のようなステップを踏みます。

<1回目> ヒアリング（現状把握，現状分析，課題の抽出）

<2回目> 依頼企業が考える課題とコンサルティング側が考える課題の摺合せ

<3回目> 戦略提案

#### ④ 料金

報酬，交通費等，必要な費用は全て日本弁理士会が負担しますので，企業側の費用負担はありません。ただし企業側で任意に作成いただく資料の作成費などは企業側の負担になります。

#### ⑤ コンサルティングの内容

訪問先企業の事業戦略を見据えて，利用可能な知的財産（特許，実用新案，意匠，商標，著作権，ノウハウなど）を発掘し，知的財産を活用した事業戦略を立案します。

#### ⑥ 支援弁理士の企業訪問

日本弁理士会会長が決定した支援弁理士が，企業訪問をして，コンサルティングを実施します。

#### ⑦ 守秘義務

弁理士には弁理士法第30条（秘密を守る義務）によって，「・・・その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし，又は盗用してはならない。」と規定されており，弁理士又は日本弁理士会が他に秘密を漏らしません。

本事業を利用してコンサルティングを実施する際には，資金計画，事業計画，開発計画等の経営情報について聞き取り調査を行い，その中には第三者に知られてはいけぬ情報が含まれる可能性がありますが，安心して本事業を利用できます。

#### ⑧ 問合せ先

日本弁理士会 広報・支援室 弁理士知財キャラバン担当

0120-19-2723（フリーダイヤル）

FAX 03-3519-2706 e-mail : caravan@jpaa.or.jp

#### （9） 本事業に期待される貢献

例えば，

－金融機関に自社をアピールしたい，

- 会社や製品の知名度を上げたい、
  - 技術力やデザイン力を生かして新製品を開発したい、
  - 研究開発パートナーを探したい、
  - 海外に進出したい、
  - 事業承継先を探したい、
- などの様々な悩みや要望について、知財を活用した事業戦略等の解決策を提案します。

### (10) 他の支援事業との連携

中小企業を対象とした公的な支援事業としては、知財関係の支援では「知財総合支援窓口」(特許庁, 工業所有権情報・研修館), 知財に限らず広い支援では「よろず支援拠点」(中小企業基盤整備機構)等があります。そのような他の支援事業とも連携して中小企業の事業発展に役立つ支援を目指します。

## 2. 履修支援員となるための研修の概要

### (1) 本研修の目的

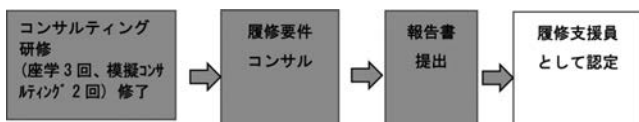
本研修は、弁理士知財キャラバン活動を担う知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化することを目的とします。

この施策の実践を通して、弁理士が経営に参画するためのスキルを磨き、クライアントの信頼と絆を確固たるものとし、もって専権を有する弁理士としての社会的使命を果たしていくことが期待されます。

### (2) 履修支援員となるためのルート

履修支援員となるためには、以下の「履修支援員となるためのルート図」のように「コンサルティング研修」, 「履修要件となるクライアント向け訪問型コンサル」(略称: 履修要件コンサル)をすべて修了し、最後に「報告書提出」をして、晴れて履修支援員として認定されます。

●履修支援員になるためのルート



### (3) コンサルティング研修の実施方法

- ① 基礎編 (第1回～第3回): 座学研修  
形式: 全員参加型講義

- ② 実践編 (第4回～第5回): 模擬コンサルティング  
研修

形式: グループ毎に分かれた模擬コンサルティング模擬コンサルを通して、第1回～第3回で学んだ内容の理解及びコンサルティングに関する理解を深め、各自改善すべき課題を見つける。

※基礎編を2回以上欠席すると、実践編は受講できない。

※実践編は第4回、第5回はクールが変わると内容が異なりますので、同じクールで受講する必要があります。

※受講料は無料。

## (4) カリキュラム

<基礎編> 3回

<p>第1回 知財経営コンサルティングについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 弁理士知財キャラバン事業について</li> <li>2) 中小企業の現状と課題</li> <li>3) 中小企業支援策             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特許庁による支援</li> <li>② 中小企業基盤整備機構による支援</li> </ol> </li> <li>4) 弁理士が行うコンサルティングの強み</li> <li>5) コンサルティングの進め方</li> <li>6) 知財経営コンサルティングの事例</li> </ol>
<p>第2回 経営戦略と経営情報の収集について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) コンサルタントとは</li> <li>2) 経営戦略・事業戦略・技術戦略と経営情報等の収集</li> <li>3) 弁理士による財務・会計情報の読み方</li> </ol>
<p>第3回 提案オプションとコンサルタントとしてのヒューマンスキル</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 知財ミックス戦略</li> <li>2) 海外進出対策</li> <li>3) オープン・クローズ戦略</li> <li>4) その他の提案オプション</li> <li>5) コンサルタントとしてのタイミングマネジメントとヒューマンスキル</li> </ol>

<実践編> 2回

第4回 模擬コンサルティング1

- 1) 事前検討 (初回訪問に向けたクライアントの情報収集)
- 2) 初回訪問 (クライアントの現状把握)
  - 弁理士チームとクライアント (講師) とで、実際に面談を行う
- 3) 提案に向けた検討 (初回訪問に基づくクライアントの目標設定)
  - 環境分析や企業情報等の分析を通して、現状と目標とのギャップを把握し、ギャップを埋めるためのアクションを検討する

第5回 模擬コンサルティング2と総まとめ

- 1) クライアントへの提案 (検討内容のまとめと提案)
- 2) クライアント (講師) からのフィードバック
- 3) 総まとめ
  - 実践編 (模擬コンサル) を通して、基礎編 (第1回~第3回) で学んだ内容の理解及びコンサルティングに関する理解を深め、各自改善すべき課題を見つける

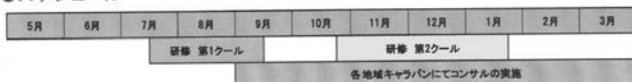
(5) 研修スケジュール

研修スケジュールは、以下の「スケジュール図」のように第1クール、第2クールと各年度に2回開催されます。

- ・第1クールは平成27年7月13日~9月16日実施。
- ・第2クールは平成27年10月26日~平成28年1月25日実施予定。

研修時間はすべて午前10時~午後4時 (途中休憩あり)。

●スケジュール



(6) 受講者数

第1クールは488名の受講申込、第2クールは200名弱の受講申込があり、第1クール、第2クールで第1回~第5回の「コンサルティング研修」をすべて受講済みになる受講者は相当数になると見込まれる。

本研修により、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士が多数育成され、支援能力が強化されていくことが期待されます。

3. 「知的財産推進計画 2015」との関係

(1) 「知的財産推進計画 2015」の重点柱・重要施策

平成27年6月知的財産戦略本部が決定した「知的財産推進計画 2015」の重点3本柱、重要8施策は以下のとおりです。

●重点3本柱は、

- ① 地方における知財活用の推進、
- ② 知財紛争処理システムの活性化、
- ③ コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

●重要8施策は、

- ① 世界最速・最高品質の審査体制の実現
- ② 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化
- ③ 国際標準化・認証への取組
- ④ 産学官連携機能の強化
- ⑤ デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備
- ⑥ アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化
- ⑦ 国際的な知的財産の保護及び協力の推進
- ⑧ 知財人財の戦略的な育成・活用

(2) 戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成

重点3本柱の「①地方における知財活用の推進」の「今後取り組むべき施策」、更に重要8施策の「⑧知財人財の戦略的な育成・活用」の一つとして、「戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成」という弁理士向けの研修を一層充実させる計画が盛り込まれました。

その具体的な計画内容は、

「知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、オープン・アンド・クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用について、弁理士向けの研修の一層の充実化を促す。(短期)(経済産業省)」

ことです。

この度の弁理士知財キャラバン事業における「履修支援員となるための研修」は、まさにこの計画と軌を一にした研修制度といえます。

### さいごに

弁理士知財キャラバン事業による中小企業支援により、中小企業が知財を活用して、事業競争力を強化し、その成長を確かなものできるように鋭意努力してまいります。

弁理士におかれましては、弁理士知財キャラバン事業に積極的にご参画され、わが国中小企業の成長・発展に貢献して頂きますことを期待しております。

### 《参考文献》

1. 「平成 27 年度 事業計画 ～世界最高の知財立国を目指して行動しよう！～」日本弁理士会
2. 「弁理士知財キャラバン創設趣意書 ー中小企業支援に向け

ても新たな船出一」同上

3. 「弁理士知財キャラバン事業について」同上
4. 「弁理士知財キャラバン 履修支援員となるための研修の案内」同上
5. 「～クライアント企業の皆様へ～訪問型コンサル支援事業のご案内」同上
6. 「弁理士知財キャラバン事業をご理解いただくために」同上
7. 「特許行政年次報告書 2015 年版」特許庁
8. 特許庁総務部普及支援課資料
9. 「中小企業・地域知財支援研究会報告書」特許庁
10. 「知的財産推進計画 2015」2015 年 6 月 知的財産戦略本部
11. 日経産業新聞「パテント NOW 中小企業の知財戦略支援」2015 年 6 月 30 日記事 橋本 虎之助

(原稿受領 2015. 10. 10)



## 弁理士知財キャラバンとは・・・

さらに上を目指す中小企業に、知財経営コンサルティングスキルをもった  
弁理士を派遣し、共に課題を解決します。

弁理士とは・・・  
知的財産に関する専門家として、特許出願等の代理業務を行います。  
さらに、知的財産権の保護、利用促進をもって経済・産業の発展に資することが私たちの使命です。  
貴社の業績アップのため、是非、この機会に弁理士知財キャラバンをご利用下さい

**弁理士知財キャラバン訪問内容**  
(訪問は最大3回です。弁理士知財キャラバンに要する費用は日本弁理士会が負担します。)

**第1回目** ヒアリング  
(現状分析、現状の特定、課題の抽出)

**第2回目** 顧客の考える課題と、  
コンサルティング側の  
考える課題との相合せ

**第3回目** 戦略提案

〈対象〉 中小企業基本法第2条にいう中小企業者

訪問をご希望の方は、こちらまでご連絡ください!

日本弁理士会 広報・支援室 弁理士知財キャラバン担当  
☎0120-19-2723 FAX 03-3519-2706  
受付時間：平日9～17時 e-mail: caravan@jpaa.or.jp

詳しくはホームページへ  
[www.jpaa.or.jp/?p=27541](http://www.jpaa.or.jp/?p=27541)



〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館

2015.08.no2

### 弁理士知財キャラバン訪問申請書

平成 年 月 日

日本弁理士会 会長 殿

弁理士知財キャラバンの訪問を希望しますので、以下のとおり申請します。

- 申請者（法人）の名称、所在地及び代表者の氏名（代表者印）
  - ・名称：
  - ・所在地：
  - ・代表者の氏名（役職名）： ( ) 印
- 連絡先（担当者名、役職名、電話番号、所在地）
  - ・担当者名（役職名）： ( )
  - ・電話番号：
  - ・メールアドレス：
  - ・所在地（申請者と異なる場合のみ）：
- 申請者（法人）の概要
  - ・設立時期：
  - ・資本金：
  - ・従業員数：
  - ・業務内容：
- 上記の訪問を受けることによって、貴社の業務や経営のどのようなところをどのように改善・発展させたいかについて、概要をご記載ください。  
または、特に相談したい点がある場合には、簡単に記載ください。  
(例えば「新製品開発の方向性を相談したい」とか「新製品を事業化するための資金調達」など)
- 知的財産権・弁理士等の活用状況
  - ・特許・実用新案・意匠・商標のいずれかの出願経験の有無 (有・無)
  - ・特許等の出願や知的財産について相談できる弁理士の有無 (有・無)
  - ・相談できる弁理士がいる場合には、その弁理士の氏名を記載してください。( )
- 弁理士知財キャラバンを何で知ったかご記載ください。
  - ・弁理士会ホームページ
  - ・弁理士知財キャラバンのチラシ
  - ・その他 ( )

なお、当社は、暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。また、反社会的勢力に該当し、もしくは暴力的な要求行為等に該当する行為をしたことが判明した場合には、弁理士知財キャラバンによる支援を中止されても異議申し立てを行いません。